

国民年金

国民年金保険料の後払い(追納)ができます

国民年金保険料(以下、「保険料」)の免除・納付猶予や学生納付特例(以下、「免除等」)の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合に比べて、将来受け取る年金額が少なくなります。将来受け取る年金額を補うために、保険料を後から納付(追納)することができます。

◆申請方法

申請書を年金事務所に提出または郵送してください。納付書が届きますので期限内に納付が必要です。(口座振替、クレジットでの納付はできません)

◆注意事項

- ・追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間です。
- ・免除等が承認された期間のうち、原則古い期間からの納付になります。
- ・免除等を承認された期間の翌年度から

起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

- ・老齢基礎年金を受給できる方は追納できません。

学生納付特例制度は 年度ごとの申請が必要です

現在、学生納付特例の承認を受けていて、令和3年度も学生納付特例を希望される方は申請が必要です。令和3年4月以降に日本年金機構から送付される通知に記入して返送または学生証を持参し、住民課に申請書を提出してください。なお、令和3年度分の受付開始は、令和3年4月からです。

岡崎阜南年金事務所 ☎273-6161
住民課 ☎388-1115



消防自動車のサイレン音が変わります!

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195

羽島郡広域連合消防本部ではこれまで消防自動車の緊急出動時、「ウー!ウー!」というサイレン音のみを使用していましたが、消防隊による救急支援出動など、火災以外の出動が増加していることから、4月1日からサイレンの音を使い分け、災害の種別をお知らせします。

火災時のサイレン音

火災出動時は、「ウー」というサイレン音に加えて、「カン!カン!カン!」という鐘の音を鳴らして緊急走行します。



火災以外のサイレン音(救助・救急支援・警戒など)

救助・救急支援・警戒などの火災以外の出動時は、「ウー!ウー!」というサイレン音のみを鳴らして緊急走行します。



救急車のサイレン音

救急車は従来どおり「ピーポー!ピーポー!」というサイレン音を鳴らして緊急走行します。

